

桐生市子ども計画策定方針について

1. 計画策定の背景・趣旨

令和5年4月施行の子ども基本法において、市町村は、国が策定する「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとされました。

本市においても、「子ども大綱」において目指す、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども施策を総合的に推進するため、新たに計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども大綱」において、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成することができるとされており、子ども施策に全体として統一的に横串を刺すことで、住民にとって一層分かりやすいものとするのが期待されます。

本市においても、上位計画である「桐生市総合計画」と「桐生市地域福祉計画」の下、次の4つの子ども施策の関連計画を包含した計画として策定します。

- ①子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ③子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく市町村計画
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

※本市では、①・②の計画については「桐生市子ども・子育て支援事業計画」として一体的に策定済みです。③・④の計画については未策定です。

3. 計画の策定体制

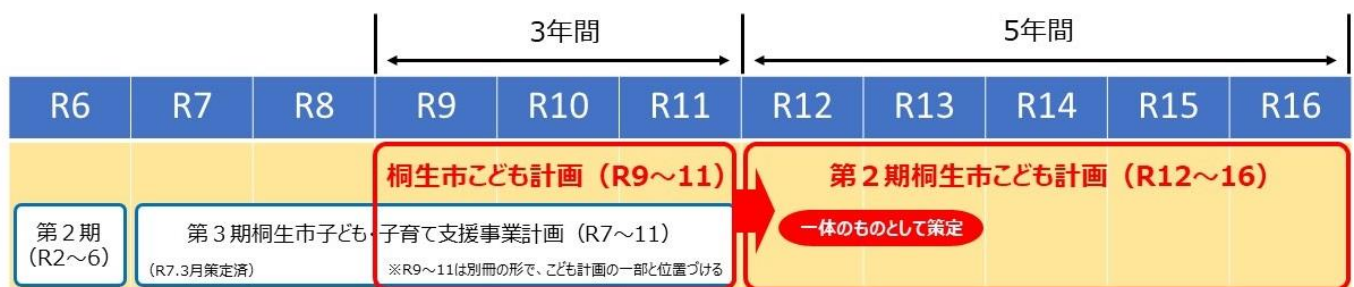
計画の策定に当たっては、以下の体制や取組により、こどもや若者、子育て当事者、子育てに係る団体・事業者等の意見を伺いながら策定作業を進めます。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「桐生市子ども・子育て会議」における審議（令和8年度中に4回の開催を予定）
- (2) 桐生市こども計画に関するアンケート調査
- (3) ワークショップ
- (4) 計画素案に関するパブリックコメント

4. 計画の期間

計画期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間とします。

なお、次期からは5年間とし、今期は別冊の形で本計画の一部と位置づける「桐生市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。



5. 策定スケジュール

年 月	内 容
令和8年 6～7月	桐生市こども計画に関するアンケート調査
8月	令和8年度第1回桐生市子ども・子育て会議 ・ 桐生市こども計画の策定方針について ワークショップ
9月	ワークショップ 令和8年度第2回桐生市子ども・子育て会議 ・ 桐生市こども計画の骨子案について
11月	令和8年度第3回桐生市子ども・子育て会議 ・ 桐生市こども計画の素案について ・ 意見提出手続(パブリックコメント)の実施について 意見提出手続（パブリックコメント） ・ 11月下旬から12月下旬の1か月間実施
12月	12月市議会 ・ 市議会教育民生委員協議会へ計画案について報告
令和9年 1月	令和8年度第4回桐生市子ども・子育て会議 ・ 意見提出手続(パブリックコメント)の結果について ・ 桐生市こども計画の原案について
3月	・ 桐生市こども計画の策定

※スケジュールは予定のため、今後、変更となる場合もあります。